

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

規 則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十四号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則（昭和四十一年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧等」に、「又は東日本大震災」を「東日本大震災」に、「職員（）」を「職員又は東日本大震災に係る災害復旧等のため地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま同号の特別職に属する地方公務員となるものに限る。）として委嘱された職員（）」に改める。

附則第十項中「災害応急対策等派遣職員」の下に「及び福島県警察の地方警察職員として採用された者のうち、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）別表第二の福島県の項に定める人員に同令附則第二十九項の規定により加えられた人員としての枠で採用されたもの」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施設管理課）